

(別紙)

令和8年度鳥取県遺跡地図スキャンニング・標定業務仕様書

1 業務の名称

令和8年度鳥取県遺跡地図スキャンニング・標定業務

2 業務の目的

紙ベースで保管、利用している鳥取市及び倉吉市域の遺跡地図(1/10000)のスキャンニング・標定を行い、鳥取県自治体連携統合型GIS(とっとりジオマップ)やQGIS等のGISソフトに搭載可能なデータを作成することを目的とする。

3 業務期間

契約締結日から令和8年10月16日まで

4 納入物品

(1) 図面スキャンニングデータ(GeoTiff形式) 1式

(2) 各図面の範囲を示すGISデータ(Geojson形式) 1式

(3) 業務報告書 1式

(4) その他 発注者が必要と認める資料等

※電子媒体は、CD-R又はDVD-Rとする。

5 納入場所

鳥取県鳥取市国府町宮下1260番地

鳥取県埋蔵文化財センター

6 業務内容

(1) 計画準備

業務を円滑に遂行するため具体的な実施計画書及び実施工程表を速やかに作成し、発注者に提出するものとする。業務実施計画書等の作成にあたっては、合理的かつ効率的な工程別の作業計画を立案することとする。また、月別の工程進捗状況を全体工程表に記載の上、各翌月の7日までに発注者に提出することとする。

(2) 資料収集整理

発注者の貸与する遺跡地図(マイラー原図、縮尺1/10000、枚数及び大きさは別紙「遺跡地図サイズ一覧」を参照)を収集し、後続作業が円滑に実施できるように整理するものとする。

(3) 図面スキャンニング色調整

(2)の遺跡地図をスキャンニングし、地図が見やすくなるよう色調整を行う。なお、スキャンニングは600dpi以上でデータを取得するものとする。

(4) 標定

最新の国土地理院地図を背景として、(3)でスキヤニングした図面を重ね合わせ、図面標定(座標付)を行うものとする。また、標定図面の範囲を示すGISデータ(Geojson形式)を作成するものとする。

なお、標定精度は、原図の縮尺精度(1/10000)と同等とすること。

(5) 報告書作成

本業務の業務報告書(業務概要、協議記録、工程表等)をとりまとめて提出、報告する。

(6) 打合せ協議

打合せ協議は、業務着手時、中間の計2回、鳥取県埋蔵文化財センターで行うことを原則とし、協議時には協議用の資料を作成するものとする。また業務の進捗に併せて、適宜打合せを行うこととする。なお、打合せ協議の内容については、受注者が記録簿を作成し、発注者に提出するものとする。

7 その他

(1) 管理技術者等の選任

受注者において選任する技術者は以下の条件を満たすものとする。なお、照査技術者は、管理技術者と同一の者が兼務することはできない。

ア 管理技術者は発注者に対し、当該業務の技術上の管理及び成果品の品質確保を行う者とし、測量士の資格を有するものとする。

イ 照査技術者は、当該業務における成果品の品質確保に向けた照査を行う者とし、空間情報総括監理技術者の資格を有するものとする。

(2) 提出物

受注者は本業務の実施にあたり、速やかに次の書類を発注者に提出し、承認を得るものとする。

ア 着手届

イ 実施計画書

ウ 実施工程表

エ 管理技術者及び照査技術者届

オ 技術者資格(写し)

カ 情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)及びプライバシーマーク認証取得証明書(写し)

キ クラウドサービスセキュリティ認証取得証明書(写し)

ク 品質マネジメントシステム認証取得証明書(写し)

ケ 環境マネジメントシステム(EMS)認証取得証明書(写し)

コ その他発注者が指示する書類

(3) 貸与資料

本業務を実施するうえで必要な資料は、発注者の承認を得た管理技術者及び担当技術者が貸与を受けるものとする。貸与された資料については、その重要性を認識し取扱い及び保管を慎重に行うものとする。

また、本業務にて貸与した関係書類は、本件業務に係る契約が満了し、若しくは解除されたとき、

又は資料等が本件業務遂行上不要となった場合、遅滞なく資料等を発注者に返還し、又は発注者の指示に従った処置を行うものとする。

(4) 作業場所の特定

受注者は、本業務の履行に当たり、作業場所（住所、事業所名等）を特定するものとし、受注者は、発注者に無断で当該作業場所以外での作業を行ってはならない。

(5) 権利義務の譲渡等の禁止

受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

(6) 再委託の禁止

ア 受注者は、発注者の承認を受けずに、再委託をしてはならない。

イ 発注者は、次のいずれかに該当する場合は、アの承認をしないものとする。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。

(ア) 再委託の契約金額が業務委託料の額の50パーセントを超える場合

(イ) 再委託する業務に業務の中核となる部分が含まれている場合

(7) 守秘事項等

ア 受注者は、本業務における成果物（中間成果物を含む。）を、当該業務においてのみ使用することとし、これらを蓄積し、又は他の目的に使用してはならない。

イ 受注者は、本業務の履行に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。

ウ 受注者は、本業務に従事する者並びに（6）の規定により本業務を再委託する場合の再委託先及びそれらの使用人に対して、ア及びイの規定を遵守させなければならない。

エ 発注者は、受注者がアからウまでの規定に違反し、発注者又は第三者に損害を与えた場合、受注者に対し、この契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。

オ アからエまでの規定は、委託期間の満了後又はこの契約解除後も同様とする。

(8) 目的外使用等の禁止

受注者は、本業務に必要な情報等について、この契約以外の目的で使用し、又は第三者に提供してはならない。

(9) 特許権等の使用

受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその材料、履行方法等を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担する。

(10) 著作権について

本業務による著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、全て発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の許可なく他に複製・公表・貸与・使用してはならない。

(11) 本業務の調査等

発注者は、必要があると認めるときは、受注者の本業務の履行状況について調査し、発注者の職員を立ち合わせ、受注者に報告を求めることができる。この場合において、受注者は、これに従わなければならない。

(12) 仕様書と本業務内容が一致しない場合の修補義務

受注者は、本業務の履行内容が仕様書又は双方協議の内容に適合しない場合において、発注者がその修補を請求したときは、これらに適合するよう必要な修補を行わなければならない。

(13) 事故等発生時の対応義務

ア 受注者は、事故等の発生により本業務の履行に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認めるときは、直ちにその状況を発注者に報告しなければならない。

イ 前項の場合において、受注者は、直ちに事故等の原因を調査し、早急に復旧措置を講ずるとともに、対応策、再発防止策等について発注者と協議する。

(14) 損害賠償

受注者は、その責めに帰する理由により本業務の実施に関し発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(15) 責任の制限

双方の責めに帰することのできない理由により、受注者がこの契約による義務の全部又は一部を履行することができないときは、受注者は、当該部分についての義務の履行を免れ、発注者は、当該部分について委託料の支払義務を免れる。

(16) 完了報告及び検査

ア 受注者は、本業務を完了したときは、完了の日から10日以内に完了報告書を発注者に提出する。

イ 発注者は、アの完了報告書を受領した日から10日以内に本業務の完了を確認するための検査を行う。

ウ 発注者は、イの規定に基づき検査を行った結果、本業務を合格と認めるときは、その旨を受注者に通知しなければならない。

エ 受注者は、イの検査に合格しないときは、発注者の指示に従って遅滞なくこれを修補し、発注者の検査を受けなければならない。この場合においてもイ及びウの規定を準用する。

(17) 委託料の支払

ア 受注者は、委託料を請求する場合は、(16)イの検査合格後に行うものとする。

イ 発注者は、(16)イの検査を行った結果、本業務を合格と認めたときは、その日から30日以内に委託料を支払う。

ウ 発注者が正当な理由なくイに規定する期間内に支払を完了しないときは、受注者は、遅延日数に応じ未払金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した遅延利息を発注者に請

求することができる。

(18) 口座振替依頼

この契約に基づく発注者から受注者への支払は、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第39条第3項の規定により口座振替の方法により行うものとする。

(19) 違約金

発注者は、受注者が3に規定する業務期間内に本業務を完了できなかったときは、委託料の額から既完了部分（受注者が既に本業務を完了した部分のうち、発注者が引渡しを受ける必要があると認めたものをいう。）に対する相当額を控除した額に対し、遅延日数に応じ、鳥取県会計規則第120条の規定により計算した額を、違約金として受注者に請求することができる。

(20) 業務の中止

発注者は、必要があると認めたときは、本業務の履行を一時中止させることができる。

(21) 追完請求権

ア 発注者は、成果物の引渡し後、当該成果物が仕様書又は双方協議の内容に適合しないものであるときは、受注者に対して相当な期間を定めて発注者の指示した方法により無償で補修、代替物の引渡し又は不足物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

イ アの規定により、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は受注者に対して代金の減額を請求することができる。

ウ ア及びイの規定は、発注者が受注者に対して行う損害賠償の請求及びこの契約の解除を妨げるものではない。

(22) 契約の解除

ア 発注者は、必要があるときは、この契約を解除することができる。

イ 発注者は、受注者が次のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(ア) 正当な理由なく、始期を過ぎても本業務に着手しないとき。

(イ) 本業務を遂行する見込みがないとき又は本業務を業務期間内に履行する見込みがないと認められるとき。

(ウ) (21) アの履行の追完がなされないとき。

(エ) この契約に違反したとき。

ウ 発注者は、受注者が次のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(ア) 本業務の履行不能が明らかであるとき。

(イ) 本業務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(ウ) このほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者がイの催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(エ) 受注者又はその代理人若しくは使用人がこの契約に関して、私的独占の禁止及び公

正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条に違反する行為又は刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条に規定する行為をしたと認められるとき。

(オ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

(カ) 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

a 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあつてはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含む。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

b 暴力団員を雇用すること。

c 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

d いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

e 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

f 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

g 暴力団若しくは暴力団員であること又はaからfまでに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

エ 発注者がイ及びウの規定によりこの契約を解除した場合は、受注者は、違約金として委託料の額の10分の1に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

オ 発注者は、アの規定によりこの契約を解除する場合、契約解除の1月前までに文書により受注者に通知する。この場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、受注者はその損害の賠償を請求することができる。なお、賠償額は、発注者と受注者が協議して定める。

(23) 賠償の予定

受注者が(22)のウ(エ)に該当する行為をしたと発注者が認めたときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、受注者は、賠償金として委託料の額の10分の2に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

(24) 専属的合意管轄裁判所

本業務に係る訴訟の提起については、鳥取市を管轄する裁判所をもって専属的合意管轄裁判所とする。

(25) 仕様書遵守に要する経費

本仕様書を遵守するために要する経費は、全て受注者の負担とする。

(26) その他

この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議して定める。

別紙 遺跡地図サイズ一覧

遺跡地図サイズ一覧表

遺跡地図番号	市町村名	旧市町村名	大きさ(cm)	遺跡地図規格	付属する拡大図
101	鳥取市	鳥取市	111×89	A0程度	1枚
102			111×89	A0程度	
103			131×89	A0+長12cm	
104			111×89	A0程度	
105			161×89	A0+長42cm	
106		国府町	121×89	A0程度	
107			120×85	A0程度	
108			121×89	A0程度	
109		福部村	125×89	A0+長6cm	
110		河原町	122×85	A0程度	
111			134×89	A0+長15cm	
112		用瀬町	131×89	A0+長12cm	1枚
113			92×89	A0程度	
114		佐治村	110×80	A0程度	
115		気高町	119×89	A0程度	2枚
116		鹿野町	111×89	A0程度	4枚
117			112×89	A0程度	
118		青谷町	120×89	A0程度	
119			121×85	A0程度	
201	倉吉市	倉吉市	122×89	A0程度	1枚
202			121×89	A0程度	
203			173×89	A0+長54cm	
204			171×85	A0+長52cm	
205		関金町	113×83	A0程度	
206			112×83	A0程度	
207			112×81	A0程度	